

# 平成 29 年度

## 沖縄県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者 試験・試験免除認定講習申請及び登録案内

### 1. 申込み手続き

#### (1) 受験資格者

沖縄県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習実施要綱第 7 条及び要領第 2 条の規定による。

※ **試験を受験できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。**

#### 要綱第 7 条第 1 項関係

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の <u>土木工学科又は、これに相当する課程を修了して卒業した者。</u> 「これに相当する課程」とは 〔①土木科、農業土木科及び農業工学科 ②建築科、建築工学科及び設備工学科 ③衛生工学科〕	卒業証明書
(2) 高等学校を卒業した者で、 <u>排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事若しくは水道工事</u> （以下「排水設備工事等」という。）の設計若しくは施工に関し、1 年以上の実務経験を有する者。	実務経験 証明書
(3) <u>排水設備工事等の設計又は施工に関し、2 年以上の実務経験を有する者。</u>	
(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者。（要領第 2 条第 3 項関係）	

#### 要領第 2 条第 3 項関係

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による専修学校又は各種学校において、 <u>土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による公共職業訓練施設において配管科を修了した者。</u>	修了 証明書
(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校以上の学校を卒業した者で、 <u>農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等</u> （以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して 1 年以上の実務の経験を有する者。	実務経験 証明書
(3) <u>農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して 2 年以上の実務の経験を有する者。</u>	
(4) その他第 1 号から第 3 号までに準ずる者として、会長が認める者。	

※ **その他（添付書類 受験資格を証明する書類）**

卒業・修了証明書若しくは実務経験証明書以外で、下記の合格証明書若しくは資格者証のいずれかを取得しているものは、受験資格者である者とする。（写しを添付）

- ・ 管工事施工管理技士
- ・ 土木施工管理技士
- ・ 推進工事技士
- ・ 給水装置工事主任技術者
- ・ 建築士
- ・ 技術士（上下水道部門）
- ・ 監理技術者（管工事・水道施設工事）
- ・ 配管技能士

## (2) 試験免除について

要綱第7条の2 次に該当する者は、第7条の規定にかかわらず試験を免除することができる。

1	(1)下水道技術に関する国家試験（建設業法の規定に基づく管工事・土木・建築の施工管理技士に関する1級の技術検定）に合格し、その資格を有する者。	合格証明書の写し
	(2)下水道技術に関する国家試験（建設業法の規定に基づく管工事・土木・建築の施工管理技士に関する2級の技術検定）に合格し、その資格を有する者のうち排水設備工事の実務経験1年以上有する資格者。	

※ 前項の規定にかかわらず、次の各一つに該当する者は試験を受験・試験を免除することはできません。

### 要綱第7条第2項及び要綱第7条の2第2項関係

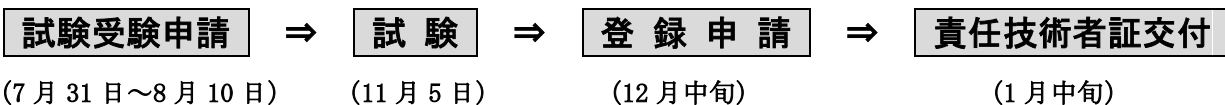
(1)	不正行為等によって試験の合格又は条例に違反して責任技術者としての登録を取り消され、取り消された日から2年を経過していない者。
(2)	前各号に掲げる者のほか、会長が受験・試験免除を不相当と認める者。

※ 実務経験証明書について

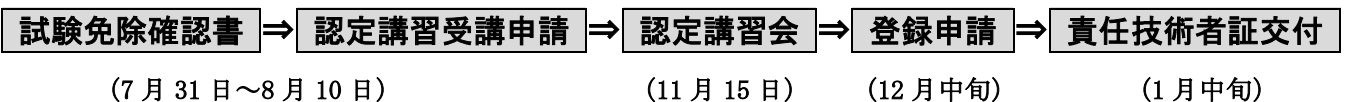
①	証明書は、指定工事店とする。
②	証明者の指定工事店が市町村の下水道担当者（当協会一種正会員）以外の指定店である場合は、その指定工事店の所属する行政の指定店であることの証明書を添付すること。
③	実務経験を有する者（要綱第7条第1項②③、要綱第7条の2第2項、要領第2条第3項②③）の場合については、事業主が証明を行い、業務内容がわかる資料（会社業務約款・契約書等の写し）を添付すること。

## (3) 申込から責任技術者証交付迄の流れ

### 【試験】



### 【試験免除】



## (4) 申込期間

平成29年7月31日（月）～平成29年8月10日（木）

※土日・祝日を除く（8時30分から17時まで）

## (5) 申込方法

試験及び試験免除に係る、各様式、添付書類を添えて、申込受付期間内に住所地または勤務している指定工事店の登録地の協会内下水道管理者を経て申し込みして下さい。

※郵送での受付や沖縄県下水道協会事務局では申込受付は行っておりませんのでご注意ください。

## (6) 添付書類

### 【試験受験申請書】

- ① 住民票抄本(提出日前3ヶ月以内に発行したもの)
- ② 受験資格を有することを証する書類
- ③ 写真2枚(縦3.0cm×横2.4cm、提出日前3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽のカラー写真)
- ④ 試験受験手数料払込金受領証又はその写し
- ⑤ 指定工事店証の写し(勤務先が指定工事店の場合のみ)
- ⑥ 角2封筒に郵便基本料金140円及び簡易書留310円切手を貼り、受験申請者の氏名、送付先住所を記入する事。

### 【試験免除確認書】

- ① 実施要綱第7条の2第1号による申請の場合は、国家資格に合格したことを証明する書類で、建設業法の規定に基づく管工事・土木・建築の施工管理技士に関する1級に技術検定合格証の写し
- ② 実施要綱第7条の2第2号による申請の場合は、国家資格に合格したことを証明する書類で、建設業法の規定に基づく管工事・土木・建築の施工管理技士に関する2級に技術検定合格証の写し及び排水設備工事の実務経験1年以上を有することを上段にて証明すること。

### 【認定講習受講申請書】

- ① 住民票抄本(提出日前3ヶ月以内に発行したもの)
- ② 写真2枚(縦3.0cm×横2.4cm、提出日前3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽のカラー写真)
- ③ 認定講習手数料払込金受領証又はその写し
- ④ 指定工事店証の写し(勤務先が指定工事店の場合のみ)
- ⑤ 下水道排水設備工事責任技術者試験免除確認書(第22号様式)
- ⑥ 角2封筒に郵便基本料金140円及び簡易書留310円切手を貼り、受験申請者の氏名、送付先住所を記入する事。

## (7) 試験範囲 法令分野：排水設備に関する関係法令

技術分野：調査(測量)設計 施工

## (8) 実施日及び試験地 【受付時間：午後1時～午後1時30分】

試験日	平成29年11月5日(日曜日) 午後2時～午後4時
試験地 (会場)	本島会場 【那覇市職員厚生会 厚生会館 多目的ホール】 八重山・宮古・久米島 ※離島会場については申込受付時に会場案内いたします。

## (9) 実施日及び認定講習会地 【受付時間：午後1時～午後1時40分】

講習日	平成29年11月15日(水曜日) 午後2時～午後4時
講習地 (会場)	本島会場 【那覇市職員厚生会 厚生会館 多目的ホール】 八重山・宮古・久米島 ※離島会場については申込受付時に会場案内いたします。

## (10) 手数料

受験手数料 6,000円・認定資格講習手数料 6,000円

※一旦振込んだ手数料は試験中止の場合を除き、返還しませんのでご注意ください。

## (11) その他

- ① 試験当日は、受験票・筆記用具（鉛筆、シャープペン、消しゴム等）・電卓を持参して下さい。  
（関数計算機能付き電卓、携帯電話、スマートフォン、腕時計端末等は電卓として使用できません。）
- ② 認定講習会当日は、受講票・筆記用具（鉛筆、シャープペン、消しゴム等）持参して下さい。

## ※ 注意

**郵便及び電話などによる申込書請求及び提出は受理いたしません。**

## 2. 登録申請手続き

### (1) 合格者の発表

合格者に対しては、本人宛に合格通知及び合格証を交付します。また、試験の可否については、受付した市町村の下水道担当課又は沖縄県下水道協会ホームページで確認できます。（12月上旬予定）。

### (2) 登録の手続き方法

合格証・認定証を受け、責任技術者として登録をしようとする者は、合格通知・認定資格通知に記載された期日までに、受験申請を提出した市町村の下水道担当課の窓口に下水道排水設備工事責任技術者登録申請書（第4号様式）および下記の添付書類を添えて、登録の申請を行ってください。

### (3) 添付書類

- ① 住民票抄本（提出日前3ヶ月以内に発行したもの）
- ② 写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm、提出日前3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽のカラー写真）
- ③ 登録手数料払込金受領証又はその写し
- ④ 合格証又は認定証の写し
- ⑤ 指定工事店証の写し（勤務先が指定工事店の場合のみ）
- ⑥ 長3封筒に郵便基本料金82円切手及び簡易書留310円切手を貼り、登録申請者の氏名、送付先住所を記入する事。

### (4) 登録手数料 4,000円

### (5) 登録有効期間

登録の有効期限は、5年とする。平成29年度に受験しかつ合格した者並びに免除認定資格者は、5年後の9月30日を有効期限とする。（平成34年9月30日）

## (6) ご注意 (必ずお読みください)

- ① 合格証・認定証を得た者で、期間内に登録申請手続きを行わない場合は、合格・認定は無効となり登録の資格を失い、再度次回以降の試験・認定講習会を受けることとなります。
- ② 下水道排水設備工事責任技術者証を発行後、氏名・住所・勤務先等の記載に変更が生じた場合は「責任技術者届出事項変更届」の書類を、すみやかに各市町村の下水道担当課へ申請して下さい。
- ③ 下水道排水設備工事責任技術者証を発行後、紛失された場合は「下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書」の書類を、すみやかに各市町村の下水道担当課へ申請されて下さい。
- ④ 試験問題の持ち帰りはできません。

## 3. 申し込み先 (各市町村の下水道担当課窓口)

※詳しいことについては各下水道担当課までお問い合わせ下さい

市町村名および電話番号

那覇市 (料金サービス課) 098-941-7810	宜野湾市 (下水道課) 098-893-4411	石垣市 (下水道課) 0980-82-1537	浦添市 (下水道課) 098-876-1234
名護市 (下水道課) 0980-52-1962	糸満市 (水道部工務課) 098-840-8145	沖縄市 (下水道課) 098-939-1212	豊見城市 (上下水道部施設課) 098-850-8164
うるま市 (下水道課) 098-973-7977	宮古島市 (下水道課) 0980-73-4866	南城市 (下水道課) 098-946-8994	本部町 (公営企業課) 0980-47-5515
恩納村 (上下水道課) 098-966-1190	宜野座村 (上下水道課) 098-968-5136	金武町 (上下水道課) 098-968-3950	読谷村 (施設整備課) 098-982-9221
嘉手納町 (上下水道課) 098-956-1111	北谷町 (上下水道課) 098-982-7713	北中城村 (上下水道課) 098-935-2233	中城村 (上下水道課) 098-895-5280
西原町 (上下水道課) 098-945-4934	与那原町 (上下水道課) 098-945-3017	南風原町 (区画下水道課) 098-889-2508	渡嘉敷村 (経済建設課) 098-987-2323
座間味村 (産業振興課) 098-987-2312	久米島町 (上下水道課) 098-985-2066	竹富町 (水道課) 0980-82-6191	

沖縄県下水道協会

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち1-1-1

那覇市上下水道局内 3階

電話 098-941-7850

FAX 098-941-7849